

夕張市雇用対策等支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業縮小を余儀なくされた市内事業者が、労働者の雇用維持又は人材確保をするために要した経費の一部を補助します。

① 雇用維持

雇用維持に必要な

土地、建物、設備、備品等の購入費

雇用者に支給する手当等に要する経費 など

② 人材確保

人材確保に必要な

求人広告料

就職説明会等の出展参加費用

雇用者に対して支給する手当等に要する経費 など

それぞれ30万円を上限に補助します！

※①、②双方に取り組む事業者は、合計50万円を上限に補助

①
交付申請

②
交付決定・通知

③
事業着手
《補助事業実施期間》

④
実績報告

⑤
補助金額の確定

⑥
補助金の請求

⑦
補助金の交付

①～②：交付申請書類を申請していただき、内容を審査します。審査後、交付決定を通知します。

③～④：事業計画書に基づき事業を着手していただき、事業完了後、実績報告書を提出していただきます。

⑤：実績報告を審査し、補助金額が確定され、申請者へ額の確定通知書が届きます。

⑥～⑦：交付申請書をご提出していただき、ご指定の口座に補助金をお振込みいたします。

お問い合わせ先・申請書送付先

<夕張市地域振興課 商工観光係>

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地（4階④0窓口）

TEL：0123-52-3128 FAX：0123-52-1054 E-mail：ybrsy@city.yubari.lg.jp